

第 10 期 都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託 公募型プロポーザル（書類審査）実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、令和 9 年度から令和 11 年度を計画期間とした「第 10 期 都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するための受託候補者を公募型プロポーザル（書類審査）により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領に定めるもののほか、プロポーザルに関する事項については、都留市プロポーザル事務取扱規則によるものとする。

2. 業務の概要

（1）業務名称

第 10 期 都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託

（2）業務内容

別紙「第 10 期 都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。

（3）履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（4）業務想定金額

委託料の上限額（消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）を含む。）は、
金 8,144,000 円（税込）※消費税等の税率は 10%とする
（令和 7 年度限度額 2,469,100 円、令和 8 年度限度額 5,674,900 円）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- （1）都留市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （2）都留市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- （5）都留市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 号）第 2 条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条に規定する暴力団員に該当しないこと。
- （6）過去において高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつその業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。なお、都留市と同規模以上の自治体の実績とする。
- （7）プライバシーマーク等の情報セキュリティマネジメントシステムの規格を有していること。

4. 実施スケジュール

内容	期日等
実施要領等の公表	令和7年7月28日（月）～令和7年8月8日（金）
質問書の受付期間	令和7年7月28日（月）～令和7年8月8日（金）
質問書に対する回答	質問を受けた日から随時 ※最終回答日は令和7年8月13日（水）正午まで
参加意向申出書の提出期間	令和7年8月14日（木）～令和7年8月22日（金）午後5時まで
参加資格確認結果通知日	令和7年8月27日（水）
提案書の受付期間	令和7年8月28日（木）～令和7年9月9日（火）午後5時まで
提案審査実施（審査委員会）	令和7年9月10日（水）～令和7年9月24日（水）の間に実施
審査結果通知	令和7年9月30日（火）までに通知

5. 質問の受付及び回答

（1）受付期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月8日（金）まで

（2）提出方法

質問書に質問事項を記載の上、電子メールにより提出すること。

（3）提出先

都留市 福祉保健部 長寿介護課 介護保険担当 山本

〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 いきいきプラザ都留内

電 話：0554-46-5118

FAX：0554-46-5119

E-mail：kaigohoken@city.tsuru.lg.jp

（4）質問の内容

提出書類の作成に係る質問に限る。なお、評価や審査に係る質問は一切受け付けない。

（5）回答方法

令和7年8月13日（水）正午までに、電子メールで参加申込者全員に回答する。

（6）留意事項

- ①電話や来訪等の口頭による質問及び受付期間後の質問は、理由の如何を問わず、受け付けない。
- ②事業者が特定できるような質問については、非公表とする場合がある。
- ③回答に補足説明資料等を添付する場合がある。

6. 参加意向表明手続き及び参加資格の確認

(1) 提出期間

令和7年8月14日（木）から令和7年8月22日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

- ①プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）1部
- ②プライバシーマーク（Pマーク）等の情報セキュリティマネジメントシステムの規格を有していることを証する書面の写し 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。郵送の際には簡易書留等配達記録が残るものに限る。

(4) 提出先

上記5（3）の提出先と同じ。

(5) 参加資格確認の通知

提出されたプロポーザル参加意向申出書等により資格審査を行い、令和7年8月27日（水）までに、提案資格確認結果通知書（様式第2号）にて通知する。

上記通知は、プロポーザル参加意向申出書に記載の電子メールアドレスへ電子メールで通知するものとする。

7. 提案書の提出

本市からプロポーザル関係書類提出要請書（様式第4号）を受領した者は、下記の必要書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

提出書類は、次の書類を提出するものとし、書類のサイズについては原則A4版横書きとするが、A3判の折り込みも可とする。

- ①提案書の表紙（様式第6号）
- ②会社概要書（任意様式）には次の事項を記載すること。
 - ア 経営規模の状況
 - イ 実績調書（同様の業務における実績状況）
- ③企画提案書（任意様式）には具体的な提案内容を記載するものとし、次の事項を記載すること。
 - ア 業務実施体制（データ分析技術者、システム対応職員等の体制及び人数、担当者経歴等）
 - イ 業務サポート体制説明書
 - ウ 事業計画書（スケジュール、フロー）
- ④業務における独自性、得意とする分野等がわかるもの
- ⑤見積書（任意様式）業務名・業者名・年度は必ず記載
- ⑥プライバシーマーク等の取得状況を証する書類の写し及び個人情報の取り扱いに関する社内規定等

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。郵送の際には簡易書留等配達記録が残るものに限る。

(4) 提出期間

令和7年8月28日（木）から令和7年9月9日（火）まで
持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

(5) 提出先

上記5（3）の提出先と同じ。

8. 提案審査の実施及び審査結果通知

(1) 選定方法

業者選定を行うための審査は、別に設置する審査委員会において書類選考の上判定し、提案者の中から一位の者を決定する。その際、提出書類に関する質問を電話等の方法で行う場合がある。

(2) 審査及び評価項目

提出書類①～⑥に基づき評価を行う。評価方式については、下記「評価基準表」に基づき提案書の各評価を点数化・合計化した加算方式により総合的に審査し、受託候補者を選定する。

◆評価基準表

評価項目	評価の視点	該当資料	配点
経営規模	経営規模は妥当であるか （資本金、売上高等）	②会社概要書	5点
	本業務と同種業務の受託実績を十分に有しているか （実績件数）		5点
事務遂行力	業務遂行体制は妥当か （技術職員の配置状況、業務サポート体制）	③企画提案書	10点
事業の理解度	事業の知識・理解度は十分か （国の方針との整合性及び本業務の知識・理解度）	③企画提案書	20点
提案内容の的確性	事業の実施手順は妥当か （実施フロー、業務スケジュール）	③企画提案書 ④業務における独自性、得意とする分野等がわかるもの	10点
	独創性があるか （仕様書を上回る提案）		20点
	採用する手法は妥当か （分析手法や計画策定方法）		10点
コスト	コストは妥当か	⑤見積書	10点
危機管理能力	情報管理の取扱いや危機管理能力は十分か	⑥個人情報取り扱いに関する規則等	5点
資料調整力	提案書類がわかりやすいか、誤字・脱字は少ないか	①～⑥	5点
合 計			100点

(3) 審査結果の通知

審査結果の通知は、プロポーザル参加意向申出書に記載の電子メールアドレスへ電子メールで結果通知書（様式第7号）により通知し、同日書面による通知も発送する。また、都留市のホームページにも結果を公表する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

9. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があると認めた場合

10. 契約の締結等

- (1) プロポーザルの審査結果に基づき、市は選定した受託候補者と委託内容の詳細を協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。提案者の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含むことがある。
- (2) 受託候補者との間で契約が成立しないときは、次点候補者と当該交渉を行う。
- (3) その他本要領に定めのない事項については、都留市財務規則（昭和61年10月1日規則第24号）に準ずる。

11. その他

- (1) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (2) 企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。
- (3) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合においては、プロポーザルに要した経費を市に請求できない。
- (4) 参加申し込み後に辞退する場合は、「辞退届」（様式自由）を令和7年9月24日（水）までに、事務局へ提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

12. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりとする。

都留市 福祉保健部 長寿介護課 介護保険担当 山本

〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 いきいきプラザ都留内

電話：0554-46-5118

FAX：0554-46-5119

E-mail：kaigohoken@city.tsuru.lg.jp